

- 3 一類、二類特定病原体等を発散した場合の罰則
- 4 製造、輸入等の禁止に違反した者についての罰則
- 5 製造、輸入等の届出をしなかった者についての罰則
- 6 使用等の状況の報告をしなかった者についての罰則
- 7 特定病原体等取扱主任者を置かなかった者についての罰則
- 8 運搬の届出等をしなかった者についての罰則
- 9 事故届出をしなかった者についての罰則
- 10 報告徴収・立入検査等についての罰則
- 11 改善命令に違反した者についての罰則
- 12 法人の両罰規定

第十五 結核に関する規定

1 結核に係る定期の健康診断

- ① 事業者、学校の長又は矯正施設等の長は、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- ② 市町村長は、その管轄する区域内に居住する①以外の政令で定める者に対して、政令で定める定期において、定期の健康診断を行わなければならない。
- ③ 健康診断の方法及び技術的基準その他健康診断に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 病院の管理者は、結核の患者が入院又は退院したときは、七日以内に、その患者についての事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

3 保健所長は、結核登録票を備え、その管轄区域内に居住する結核患者及び回復者に関する事項を記録しなければならない。

4 保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、必要があると認めるときは、エックス線検査その他精密検査を行うものとする。

5 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

6 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他患者の治療に必要な事項及び消毒その他伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

7 薬剤を確実に服用することの指導又は指示については、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保を旨として、厚生労働大臣が定める基準に従って、適切に行われ